

特許業務法人制度について

1．特許業務法人制度の概要と現状

(1) 特許業務法人制度導入の経緯

平成 12 年改正前の旧弁理士法においては、弁理士の事務所に関する特段の規定はなく、法人形態によって弁理士業務を行うことができなかったことから、弁理士は個人事務所の形態で経営を行ってきた。しかし、特許権等の知的財産権はその存続期間が二十年などの長期にわたるため、弁理士が死亡、移転等をすれば、顧客への継続的な対応ができなくなるという問題が生じていた。また、弁理士の業務内容が専門化、高度化、多様化している中で、企業等のニーズへの的確な対応を図っていくためには、一定規模の大規模化を図り、総合的サービスの提供を実現することが求められており、事務所の法人化により経営体制を強化する必要が生じていた。

こうしたことから、平成 12 年の弁理士法改正において、それまでの個人事務所の経営形態に加えて、「特許業務法人」という特別な法人制度を創設して、弁理士事務所の法人化を認めた。これにより、現在 57¹の特許業務法人が設立されている。

(2) 特許業務法人の概要

特許業務法人の形態

特許業務法人の目的は、弁理士業務を行うことにあることから、公益を目的とするものではなく、また、株式会社等の会社のように純粋な営利追求を目的としたものでもない。さらに、特許業務法人は、弁理士業務を行うことから、自然人たる弁理士と同様の規律に服する必要性があることを考慮し、弁理士法上の特別に認められた法人として設立することとした。

特許業務法人の社員

弁理士事務所の法人化は、基本的にこれまで弁理士が行ってきた業務を法人が行えるようにするものであり、そこには自然人である弁理士と同等の能力・職業倫理等が要求される。このため、法人の所有者である社員については弁理士に限定することとした。

¹ 日本弁理士会調べ（平成 18 年 6 月 30 日現在）

特許業務法人の債権者に対する社員責任

特許業務法人は弁理士法上、特別に認められた法人であり、会社その他の法人一般と同様、その構成員から離れた別の人格を有することから、会社債権者に対する法人の債務については、その法人が責任を有することとなる。

特許業務法人の債権者に対する社員責任については、法人の構成員が自ら出資した限度で責任を負い、法人の債務につき法人の債権者に対する責任を一切負わないとする有限責任制度についても検討された。しかしながら、知的財産専門サービス委員会の報告書においては、今までは個人としての弁理士が無限責任であることに加えて、弁理士の約 97% が 5 人未満の事務所であり、法人資産が乏しいという実態を踏まえると、有限責任とすることは顧客保護の観点からみて真に適切かどうか、また、職業賠償責任保険を強制保険化することで対応可能かどうか等検討すべき点が多いとされた。

こうしたことから、平成 12 年の改正においては、特許業務法人については、無限責任を前提とした合名会社規定を準用する監査法人形式（²当時は後述の指定社員制度ではない）の法人化が適切であるとして、社員の連帯による無限責任制を選択することとした。

特許業務法人の最低社員数制限

特許業務法人は、社員が会社債権者に対して連帯して無限責任を負うとされたことから、こうした点で共通性を有する合名会社と同じ規定とし、2 名以上の弁理士が共同して定款を作成し、登記することでもって設立され、また、社員数が一人となり、一人となった日から引き続き 6 月間その社員が 2 名以上にならなかった場合を解散事由とした。

（参考資料 1-1：各士業の登録者数及び設立法人数）

² 監査法人制度は昭和 41 年に導入され、当時は全社員に業務執行権を付与すると同時に無限連帯責任としたが、平成 16 年 4 月から指定社員制度を導入し一部有限責任制度とした。

2．特許業務法人における有限責任制度のあり方について

(1) 問題の所在

知的財産専門サービスの専門化、高度化に対応するための社員の役割分担を明確にし、知的財産専門サービスの提供体制を整える必要があることから、社員は原則として無限責任を負うが、特定事件について社員を指定した場合には、指定社員が無限責任を負うこととする指定社員無限責任制度³の導入を要望する意見がある。また、特許業務法人の大規模化を図ろうとした場合、社員数が多くなれば自己の知り得ないうちに他の社員が関与した業務にまで無限責任を負わされる可能性が高くなることから、大規模法人化が進まないのではないかと指摘がある。さらに、平成 12 年の知的財産専門サービス小委員会の報告書においても、弁理士事務所の大規模化が進めば、有限責任制の導入等、法人の大規模化に対応した適切な法人類型の在り方についても他土業における検討も踏まえつつ検討すべきとされている。

なお、弁護士法人は平成 14 年 4 月、監査法人も平成 16 年 4 月から指定社員制度を導入して、無限連帯責任制のもとで一定の要件において社員の対外的責任を限定している。一方、弁護士法人及び監査法人以外の法人については、特許業務法人と同様に単なる無限連帯責任制となっている。

(2) 論点

弁護士法人における指定社員制度（一部有限責任）

弁護士法人は、各社員が業務執行の権利義務を負い、法人の責任財産をもってその債務を支払えないときは社員全員が無限連帯責任を負うのが原則である。しかし、弁護士業務においては、取り扱う事件が多種多様であり、しかも高い専門性を要する事案もあること等から、個々の弁護士の専門的能力や依頼者との個人的信頼関係等を考慮し、特定の事件につき、その処理を特定の弁護士に任せることが妥当である場合がある。また、実質的に一部の社員しか関与していない事件の業務執行について全社員に無限責任を負わせるのは酷であるし、かえって業務に支障を生ずるおそれもある。そこで、弁護士法人は、特定の事件について業務を担当する社員を指定することができ（弁護士法第 30 条の 14 第 1 項）指定を受けた社員のみが業務執行の権利義務を有し（同条第 2 項）弁護士法人を代表する（同条第 3 項）こととする「指定社員」の制度を導入した。⁴

³ 指定された事件については、指定社員のみが特許業務法人を代表し、指定を受けない社員の責任を限定することになるもの。

⁴ 「条解弁護士法」日本弁護士連合会調査室：P 328

このように、弁護士は民事の訴訟代理人又は刑事の弁護人として訴訟事務を行うことが職務であるとされ、依頼者との関係は、基本的に依頼者が資格者たる個人を信頼し、資格者たる個人が自らの専門知識を活かした訴訟行為等を通じて依頼者の権利・人権を擁護する構造になっている。

一方、弁理士の場合は一定の条件のもとに、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権を有するものの業務の中核は特許出願等の手続代理であり、依頼者は弁理士個人の専門技術的能力を信頼して業務を依頼するという面もあるものの、むしろ弁理士事務所の看板を信頼して依頼するという面もかなりあり、弁護士ほど特定の個人に対する人格的信頼に大きなウエートがあって依頼するものではないとも考えられる。

こうしたことから、弁護士法人と特許業務法人とでは、取り扱う業務の性質による顧客との関係に違いがあり、特許業務法人について社員の有限責任制を検討する場合に、弁護士法人と同様に考えてよいか否かの検討が必要である。

監査法人における指定社員制度（一部有限責任）

昭和 41 年に導入された監査法人では、全社員に業務執行権限を付与すると同時に無限連帯責任制を負わせることによって、相互監視と相互牽制の下に監査を組織的に行わせていた。しかし、監査法人の合併により社員数 300 名⁵を超える大規模監査法人が出現するなど、合名会社制度をモデルとした社員に求める損害賠償責任の無限連帯責任制では、責任を連帯するリスクにより、有能な人材の流失する懸念が指摘されるようになった。

このため、自己責任の原則の観点から、関与社員の責任の所在を明確にするとともに、非関与社員の責任を限定する指定社員制度の導入が図られた。

一方、特許業務法人と比較した場合、監査法人の 1 法人あたりの平均所属公認会計士は 55 名⁶であるのに対して、特許業務法人の平均所属弁理士数は 6 名⁷であり、法人規模に大きな差があることが認められる。

こうしたことから、監査法人と特許業務法人とでは、法人規模の違いがあり、特許業務法人について社員の有限責任制を検討する場合に、監査法人と同様に考えてよいか否かの検討がやはり必要である。

⁵ インターネットにて大手監査法人を調査

⁶ 「監査法人制度等をめぐる状況等について」(平成 18 年 4 月 26 日・金融審議会公認会計士制度部会)の資料中、「監査法人の規模別分布状況」の平成 17 年 3 月末時点

⁷ 日本弁理士会調べ(平成 17 年 3 月末時点)

(参考資料 1-2 : 各士業の法人制度比較表)

(参考資料 1-3 : 特許業務法人所属弁理士数)

有限責任制度への潜在的なニーズ

アンケート調査⁸によると、「特許業務法人制度を利用してみたいか」との問に、「利用する予定はない」とする意見が 58.1%と最も多いが、特許業務法人を「利用してみたい」(8.1%) と「一定の条件が整えば利用してみたい」(28.9%) を併せると、37%が将来的に特許業務法人の利用に意向を示している。また、特許業務法人を利用していない弁理士が、その活用を検討する際に障害となっている点として、「無限責任制度であること」(65%) が最大の理由として上げられている。

一方、知的財産権の創造、保護、活用のあらゆる場面で顧客ニーズへの的確な対応を図るためには、弁理士業務への専門化、高度化、多様化にあわせて、法人制度を活用することで、特許事務所の経営体質の強化を図ることも重要と考えられる。

さらに、専門性の異なる社員がそれぞれの得意分野において、自己責任の原則のもとに能力を発揮する環境の整備と知的財産専門サービス分野への有為な人材の確保が必要と考えられる。

顧客からみた有限責任制度

顧客サイドとしては、依頼した業務が誠実かつ適切に行われ、的確な権利保護が図られるよう継続した対応がなされることが重要である。

さらに、指定社員制度のもとでは、顧客に対する特許業務法人の債務をその財産で完済できない場合、指定社員のみが無限連帯責任を負うこととなり、顧客に重大な利害関係が発生するおそれがあると考えられる。

このことから、むしろ顧客保護の観点からは、現状では比較的小規模の特許業務法人が多く、法人資産が十分備わっている状況とはいえないと考えられるため、仮に特許業務法人について有限責任制度を導入する場合でも、これを補完するための職業賠償責任保険制度が十分に整備されていることが必要とも考えられる。

なお、弁護士法人及び監査法人とも、職業賠償責任保険への加入は法令による義務化はされておらず任意加入となっている。

(参考資料 1-4 : 弁理士職業賠償責任保険について)

⁸ 知的財産研究所アンケート「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」(平成 18 年 3 月)

債権者への情報開示の必要性

特許業務法人における有限責任制度の導入にあたっては、債権者に過度なリスクがかからないように、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）及び職業賠償責任保険への加入状況等の情報開示をするべきかについて検討することも、債権者保護の観点から必要ではないかと考えられる。

- ・ 弁護士法人及び監査法人において指定社員制度が導入された背景、経緯等を踏まえて、特許業務法人にも指定社員制度を認めることは適切か。
- ・ 特許事務所の経営体質の強化や、有為な知的財産専門サービス人材の確保の観点からは、指定社員制度は認めるべきなのか。
- ・ 仮に、指定社員制度による一定の有限責任制度を導入するとした場合、顧客保護の観点からデスクロージャーはどこまで求めるべきなのか。また、職業賠償責任保険は義務化すべきか否か。

3．特許業務法人における一人法人について

(1) 問題の所在

現行の弁理士法においては、社員一人による特許業務法人の設立が認められていないが、事務所の資産と個人の資産との分離を進めていくため、また、将来的な複数社員法人への移行や他の特許業務法人との合併による事務所規模の拡大を容易にするため、一人法人を導入すべきではないかとの要望がある。一方、特許業務法人について一人法人の経営形態を認めた場合、法人の継続性の観点から問題があるとの指摘もある。

(2) 論点

弁護士法人における一人法人について

弁護士法人においては、平成14年4月から一人法人の設立が認められており、現時点では士業の中で一人法人を認めている唯一の例となっている。

我が国の弁護士の約54%は、複数の弁護士がいる法律事務所に所属しており、それら事務所の多くは、一人の経営弁護士（いわゆる「親弁」）が勤務弁護士（いわゆる「イソ弁」）を雇用する、いわゆる「親弁型事務所」であるが、これら親弁型事務所においても法人化の要望が非常に強かった。このため、そのような弁護士業務遂行の実態等を考慮しつつ、法人化により、弁護士個人と事務所の資産の区別を図る⁹とともに、弁護士業務の一層の共同化を可能とする途を開き、その業務提携基盤の拡大・強化を図るため、一人法人の設立を認めることとしたとされている。¹⁰

すなわち、弁護士が複数所属する事務所の約45%は、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する「親弁型事務所」であり、弁護士事務所について一人法人の設立を認める場合であっても、実態としては、一人の経営弁護士が相当数の勤務弁護士を雇用する「親弁型事務所」の法人化が中心になるものと考えられた。こうした状況においては、法人化により弁護士個人と事務所の資産の区別を図るメリットが大きく、また、仮に設立の時点において一人法人であっても、事後的に二人以上の社員の法人へと移行する可能性も高いと考えられる。

⁹ 事務所を法人化していない場合には、弁護士の個人的資産・負債が業務上の負債・債務と混在しあっているところ、弁護士の業務は、預かり金を伴うことが多く、業務の内容が紛争性を有し、ある程度長期にわたるなどの特殊性があるため、弁護士一人の場合であっても、法人化により、弁護士個人と事務所の財産および経理を峻別する必要がある、これにより、依頼者保護の強化にも資するものと期待される。

¹⁰ 「弁護士法人法」，商事法務研究会：黒川弘務、高木佳子、坂田吉郎 P 45

一方、弁理士の場合、複数の弁理士のいる事務所に所属している割合は、平成 13 年度末時点は約 27%、平成 17 年度末で約 31%となっており、平成 12 年の弁理士法改正時と比較して、ほぼ同じ水準で推移している¹¹。このように、弁護士の約 54%が複数の弁護士のいる法律事務所に所属している実態と比較しても、複数の弁理士による業務の共同化の実態は進んでいる状況にはない。

こうしたことから、仮に特許業務法人の一人法人化を認めた場合であっても、事実上二人以上の弁理士（親弁理士を含む）が所属する、いわゆる「親弁型事務所」が一人法人として設立される可能性は高くないものと考えられる。また、結果的に、名実ともに一人の弁理士のみが所属する事務所が一人法人を活用することとなった場合には、弁理士の死亡、移転等により顧客への継続的なサービスが困難となるなど、本来の特許業務法人に求められる継続性の観点から問題が生じる可能性もあると考えられる。

合名会社における一人法人について

従来、社員の個性を重視し、人的結合を特徴とする合名会社については、2 名以上の構成員（社員）が設立と存続に必要とされていたが、新会社法においては社員一名のみの設立・存続が認められた。

これは、持分会社において、社員の個性が重視されるとしても、社員の加入や持分の一部の譲渡により、社員が複数となりうること、これらが一人社員の意思で行いうる、という点においては株式会社と変わるところがなく、一人持分会社を認めても、直ちに社団性に反するとは言えず、これを認めない合理的な理由もないことによるとされている。¹²

しかしながら、特許業務法人については、単に社団性を維持するという観点に加えて、顧客への継続的なサービスの提供を図るという観点から法人形態の在り方を検討する必要があると考えられる。このため、特許業務法人における一人法人については、合名会社と同様には扱えないものであるとも考えられる。

一人法人の導入に対する一部のニーズ

前出のアンケート調査¹³でも述べたとおり、特許業務法人を「利用する予定はない」とする意見が 58.1%であり、このことからすると、約 6 割の弁理士事務所は法人化へ消極的な状況にあり、弁理士事務所の共同化が進んでい

¹¹ 日本弁理士会調べ。社内弁理士等は含まれていない。

¹² 「一問一答 新・会社法」商事法務：相沢哲

¹³ 知的財産研究所アンケート「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」（平成 18 年 3 月）

ない実態と符合している。一方、将来的に特許業務法人の利用に意向を示した 37%の回答者の多くは、現在の特許業務法人が「社員が複数でなければならないこと」(35.5%)について改善を望んでいるとの傾向も見られる。

(参考資料 1-5：弁理士人数別の主たる事務所の割合)

(参考資料 1-6：知的財産研究所アンケート「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」抜粋(平成 18 年 3 月、財団法人 知的財産研究所))

- ・ 弁理士の 70%は一人事務所を開設している現実からして、弁護士のように「親弁型事務所」の形態は少なく、複数の弁理士による業務の共同化も進んでいない状況にあって、一人法人の必要性についてどう考えるか。
- ・ 特許業務法人を導入した目的は、弁理士の死亡、移転等による顧客への継続的なサービスの実現であったことから、一人法人はこの趣旨と整合するのか。
- ・ 弁理士の一部は特許業務法人化を躊躇する理由として、一人法人が認められていないことを挙げており、これについてどう考えるか。